

## Mカード(電子マネー機能付きポイントカード)会員規約

本規約は、株式会社三輪ストア（以下「当社」という）が発行するMカード全般に関して規定するものであり、Mカードに付随するポイントカード機能に関する規約はMカードポイントサービス利用規約、電子マネー機能に関する規約はMカード電子マネーサービス利用規約が適用されます。

### 第1条(定義)

- (1) 会員とは、本規約内容を承認の上、所定の手続きをされ、当社が入会を認めて、Mカードの発行を受けたお客様をいいます。
- (2) Mカードとは、会員がポイントサービスを受けるため、また、電子マネーを管理および利用するためのカードです。

### 第2条(入会方法)

所定の入会申込書に必要事項を記入いただき、申し込みください。（その場でMカードを発行しない。）

### 第3条(Mカードの発行)

- (1) 記入いただいた入会申込書と引き換えにMカードを発行いたします。
- (2) Mカードはお一人様1枚の発行となります。
- (3) Mカードは会員ご本人のみ使用できます。

### 第4条(届出事項の変更)

住所、氏名、電話番号などの届出内容に変更があった場合、速やかに入会受付店舗へ申し出てください。

### 第5条(個人情報管理・利用)

当社は会員から申込等でご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づき必要な保護措置を講じて管理いたします。お客様の当社が、以下に示す利用目的の範囲内で利用する事をあらかじめ同意いただくものとします。

- (1) 会員からの各種お問い合わせへの対応。
  - (2) 紛失、盗難等によるMカードの利用停止及び再発行での本人確認等への対応。
  - (3) 商品、サービス、特典等DM、メール、お電話等でご案内する事があります。
  - (4) 会員のサービス利用動向分析、市場調査、商品開発等で、統計資料を作成することがあります。
  - (5) Mカードを含む拾得物のご連絡に利用する事があります。
  - (6) 国の機関または地方公共団体の、法令の定める業務を遂行する事に協力する場合があります。
  - (7) システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する目的等で、Mカードの利用状況について調査、および情報収集を行うことがあります。
- 上記以外の目的で個人情報を利用する場合には、改めて利用目的を明示して、会員の同意を得たこととします。

### 第6条(業務委託)

当社は、本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

### 第7条(反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

### 第8条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛て通知を送達すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、意定到達するであろうときに到達したものとみなします。

### 第9条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社・所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

## Mカードポイントサービス利用規約

### 第1条(目的)

本規約は、Mカードに付帯する「ポイントサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条(会員特典)

- (1) 三輪ストアの直営店舗でのお買物の際、お買上げ金額に対し一定割合のポイントを付与します。但し、税額部分はポイント付与の対象となりません。
- (2) 貯められたポイントが所定の数量に達した場合には、自動的にお買物券が発行されます。次回のお買物からご利用頂けます。

### 第3条(ポイントサービスの利用)

- (1) 三輪ストア一箇営店全店で、ご利用になれます。
- (2) ショッピング時、事前にMカードをご提示ください。（事前に提示がない場合はポイントが加算されません。）
- (3) 商品券その他の金券類・たばこ、一部テナント商品、店頭販売、その他当社が別途定める一部商品の購入では、ポイントが加算されません。

### 第4条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、Mカード最終ご利用日より2年間です。Mカードのご利用が2年間無の場合、累計ポイントはすべて失効となります。

### 第5条(お買物券使用について)

- (1) お買物券には有効期限があります。
- (2) お買物券は換金できません。
- (3) お買物券はお釣りはできません。

### 第6条(Mカードの紛失・盗難・破損等による再発行)

- (1) Mカードの紛失、盗難、破損した場合、速やかに入会受付店舗へ申し出て、Mカード再発行の手続きを行ってください。
- (2) 紛失・盗難による再発行の場合には旧Mカードのポイントは全て失効となります。
- (3) 新たなMカードの発行は再度申込書をお書き下さい。紛失・盗難の場合、Mカード再発行手数料は100円を申し付けます。
- (4) 破損の場合にはMカード再発行の手数料は無料です。破損したMカードをご提出下さい。旧Mカードのポイントが確認できる場合にはポイントを加算します。

### 第7条(退会)

会員から退会される場合には、入会受付店舗へMカードを返却してください。退会された場合、Mカードに貯められたポイントは全て失効となります。

また、申込書の返却はできません。

### 第8条(その他)

Mカード、ポイントサービス券の内容を予告なく変更することがあります。また、変更は三輪ストア各店舗に掲示して告知することにより効力を生じます。

## Mカード電子マネーサービス利用規約

### 第1条(目的)

本規約は、Mカードに付帯する「電子マネーサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) Mカード電子マネー（以下「電子マネー」という）とは、当社が発行するMカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) Mカード電子マネーサービス利用店とは、当社が指定する店舗（以下「電子マネーサービス利用店」という）をいいます。
- (3) Mカード電子マネーサービス（以下「電子マネーサービス」という）とは、会員が当社の電子マネーサービス利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務（以下「商品等」という）の対価の全部、または一部の支払として、当社所定の方法によりMカードにチャージされた電子マネーを利用すること、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスとします。
- (4) チャージとは、第3条に定める方法により、会員がMカードに電子マネーを加算することをいいます。
- (5) 電子マネー残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

### 第3条(チャージ)

会員は、当社所定の場所、方法にて、Mカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり40,000円までチャージすることができ、1枚のMカードに対して、上限90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。

また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは枚のMカードに対して10,000円以下と致します。1枚のMカードに累積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

### 第4条(Mカード電子マネーサービスの利用)

- (1) 会員は、当社電子マネーサービス利用店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事ができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品については、利用を制限する場合があります。
- (2) 会員が当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭的に商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社が定める方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4) 会員が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限り、
- (5) 会員は電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

### 第5条(Mカード電子マネー残高)

電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へお問い合わせに照会することができるものとします。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することができます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は当社の定めるところによります。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は会員の負担となります。

### 第6条(Mカード資格の有効期限・Mカード資格喪失後の残高取扱い)

- (1) 会員は、最後は電子マネーサービスを利用した日、または最後はチャージした日から5年をもって自動的にMカードの利用ができなくなります。また、Mカードは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。
- (2) Mカードの有効期限は、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せに照会することができます。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は会員のご負担となります。

### 第7条(Mカード電子マネーの合算および移行)

- (1) 複数のMカードの電子マネー残高を合算することはできません。
- (2) 会員は当社が認めた場合を除き、Mカードの電子マネーを他のMカードへ移行することはできません。

### 第8条(Mカード電子マネーサービスの利用ができない場合)

- (1) 当社は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 当社電子マネーサービス利用店が、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの一部または一部を休止する場合。
- (2) Mカードの破損、または当社電子マネーサービス利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

### 第9条(換金等不可)

第17条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しは原則としてできないものとします。

### 第10条(Mカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてMカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行されたMカードに引き継がれるものとします。

### 第11条(Mカードの紛失・盗難等による再発行)

- (1) 紛失・盗難により、当社が認めてMカードが再発行された場合、当社でMカードの利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行されたMカードに引き継がれるものとします。
- (2) 会員がMカードの紛失・盗難等を出してから当社による利用停止措置が完了するまで、およびその5日程度を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高を第三者による利用された場合、または、その他人からの損害が生じた場合でも、当社は原則として責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したMカードに残ったままMカード有効期限を過ぎたとしても、当社は原則として責任を負わないものとします。
- (4) 会員が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、当社でMカードの再発行ができない場合、電子マネー残高は原則として引き継がれないものとします。

### 第12条(不正使用等の禁止)

会員はMカードの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、会員が本規約に違反したとき、当社は当該会員に対し電子マネーサービスを終了できるものとします。また、本規約に違反した事により当社および他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うことができます。

### 第13条(貸与等の禁止)

会員は、Mカードを他人に貸与もしくは譲渡し、または質入れ等の担保に供する事はできません。第14条(退会および電子マネーサービスの停止)

- (1) 会員は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスが利用できなくなります。
- (2) 会員が本規約に違反したとき、およびMカードの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したとき、当該会員に対して、事前に通知または催告することなく電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該会員の電子マネー残高は返還しないものとします。
- (3) 会員が死亡した場合、Mカードを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行わないものとします。

### 第15条(当社との紛争)

- (1) 会員が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・欠陥・契約不適合責任等の取引上の高額が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

### 第16条(規約の変更)

- (1) 本規約は、次の場合に変更できるものとします。
  - ① お客様の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、社会情勢、経営状況の変化その他の事情に照らして、本規約の変更が合理的である場合
- (2) 本規約の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他の適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表時と効力発生日の間には、1カ月以上の適当な期間を置くものとします。

### 第17条(Mカード電子マネーサービスの終了)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

### ①社会情勢の変化

### ②法令の改廃

### ③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

### 第18条(制限責任)

第8条に定める理由、およびその他の理由により、会員が電子マネーサービスを利用することができないことと当該会員が生じた損害等については、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が生じた原因または重過失による場合を除きます。ただし、遺失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

### 第19条(規約の改定と優先性)

本規約の内容に変更が生じた時は随時改訂することとし、いかなる場合も改訂版の内容が最優先されて有効に存続するものとする。

### 【ご相談窓口】

Mカード(電子マネー機能付きポイントカード)に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記までご連絡下さい。  
株式会社三輪ストア  
☎ 076-258-0007(10:00～17:00土日、祝日、年始除く)  
URL http://www.misaki-stora.com/  
〒920-3115 石川県金沢市弥生町171番地

〈印刷〉  
経緯 2019年8月1日 制定

### 【利用規約 追記事項】

カード有効期限を超過し、使用不可となったカードの中の『支払い時に付与されたプレゼントバリュー残高』についてお客様からの申告があった場合に限り、再有効化を行います。

プレゼントバリューの再有効化に際し、当該会員カードや会員 ID 等、本人確認可能な証明書もしくは情報の提示を求める場合がございます。

ご対応いただけない場合には再有効化が行えない可能性がございますので、予めご了承くださいますようお願い致します。

※再有効化出来る残高は、有効期限を超過した時点でカード内に残存している『支払い時に付与されたプレゼントバリュー』に限ります。

原則、お客様のご依頼日から15営業日以内に再有効化の処理を致します。なお、再有効化完了後の通知は致しかねますので予めご了承願います。